

2004年3月25日

東京都千代田区霞が関二丁目1番3号

国土交通省鉄道局 気付 石原 伸晃 様

国土交通大臣 丸山 博 様

同 業務課長 高田 順一 様

東京都足立区 半澤 一宣

東武鉄道株式会社への事業改善命令発令を求め
る再要請書

2 先月29日付け第120587461
7 47120号書留配達証明郵便で貴局
に通報しました、東武鉄道株式会社にか
る件につきまして、指定回答期限を過ぎた
月21日に同社から回答書が届きました。
月29日付け及びこの回答書において、私
問状において見解を示すよう求めた項目に
いてすべて無視、すなわち回答を事実上拒
の質問状において実施を求めたこと、

なわち問題の車両構造の欠陥を原因とする
まざまな事故・事件の発生、この問題への対
つまり安全確保の実施と、この問題への対
応を長年にわたり怠り続けてきたことによつ
て車両構造の欠陥に起因する暴力被害を強
者である私に精神的苦痛という二次被害を強
要し続けたモラルハラメント（精神的暴力
）について謝罪、及びこれら一連の問題に
対する反省と自己批判の意思表示の公表につ
いて、同社にはその考えがないという事実を
証明するものではない。特に、乗務中の乗務員
喫煙問題については、問題の車両構造の欠陥
を放置し続けてきたことは、問題の発生に
つながらなければいけない危険な事態を誘発し
いる事実について、その再発の未然防止を確
約しない（事後対応）し、その再発の未然防
等しい（事後対応）し、その再発の未然防
として、の自覚を欠く姿勢を自己暴露して
す。更に同社は、回答責任者名ひいては一連
の問題について、責任の所在を明らかにしな
い、すなわち利用者の安全の確保にかかわる
責任の所在を否定したことに、社会的
公器としての良識を疑わざるを得ない。この
も明らかになりました。その中でも、この
うな中身のしない回答書の送付によつて、この
責任は果たしたから当社にはこれ以上の非は

ない、など開き直るとしたら、それは卑劣な責任逃れ以外の何物でもありません。私に質問状を送付してからの回答指定日までの間の今月1日にスペイン・マドリッド市で通勤列車同時爆破テロ事件が発生し、その後国際テロ組織から日本に対するテロの予告が出され、私が指摘している（同社の車両構造の欠陥を悪用した）テロの恐怖が現実のものとなつてしまつたというのに、同社がこの事件についても回答書で無視していることについて、記のテロについて、現状のままでもその未然防止が可能である、若しくはそのようなテロの発生はあり得ない、というのを証明してみせないまま、その防止策を実施すべき責任の所在を否定していることを意味しています。このため私は、テロに悪用され得る車両構造の欠陥の除去を確信犯的に拒絶し続ける東武鉄道の不作為は殺人幫助予備の罪に当たる、と判断し、関係する証拠文書や写真と共に、警察庁の列車爆破テロ警備担当と東京地方検察庁に、告発状を郵送しました。東武鉄道で私が指摘している運転事故や列車爆破テロが起きてしまいかも、しれないことへの沿線住民の

恐怖、すなわち鉄道事業法第23条に言う「公共の利益を阻害して、改善措置を講ずる」に「同条、車両」に「並びに」改善措置を講ずる「安全」な輸送を確保する「並びに」措置を講ずる「同6号」よう、東武鉄道に「対して」すみやかに事業改善命令を「発令」されること、この問題にかかわる同社への処分結果と「その理由」について、内容が決定し「だいたい」すみやかに書面にて「御通知」下さること、を「貴局」に「要請」致します。話し合い「だけ」では「悪い」こと（利用者「の安全」の確保）「にか」わる「責任」の放棄（利用者「の安全」には「痛い」目「へ」法的「及び」行政「処分」に「合」わせない）と「わ」かり「ませ」ん。どうか「貴局」におかれましては、「利用者」を「果」た「さ」ず「に」済「ませ」ようとして、「東武」鉄道「に」対「して」厳「正」な「処分」を「下」し、「も」つて「国民」の「生命」と「安全」を「守」る「べき」貴局の「使命」を「果た」され「ます」こと「を」重「ね」て「要請」致「し」ます。告発状の「写し」を「第1205575513」号書留配達証明郵便にて「別」に「送付」致「し」ます。す「ほ」か、「この」問題「に」つ「いて」は「貴局」に「通報」致「し」ます。で「ある」旨「を」警「察」庁「と」東「京」地「方」検「察」庁「に」合「わ」せ「て」連「絡」し「て」お「り」ま「す」の「で」お「含」み「お」き「願」い「ま」す。

記事

書留郵便物引受番号と配達完了日

第1205875122号
および配達郵便局

平成16(2004)年3月26日に
東京中央郵便局にて配達完了
本状に対する国土交通省からの回答は無し。